

農業振興地域制度について(参考)

農業振興地域制度について(参考)

～農用地等の確保等に関する基本指針(抜粋)～

■農業振興地域の指定基準(農振法第6条第2項関連)

①農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

農業振興地域として指定しようとする地域内に、土地の合計がおおむね200ha以上あること。ただし、農業等の条件が不利な地域または農業以外の土地利用が政策的に抑制される市街化調整区域などについては、土地の合計面積がおおむね50ha以上あること。

※農用地等とは、農用地、土地改良施設用地、農業用施設用地(農産物の出荷、加工、貯蔵又は販売のための施設等も含む)などを言う。

②農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

③土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること。

■その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

①農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

②交換分合制度の活用(法第13条の2関連)

交換分合は、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うもの。